

## 堺市週末里親事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉施設に入所している児童（以下「児童」という。）を、予め週末里親として登録した家庭で、週末等や学校の長期休業中に家庭生活を体験させることにより、当該児童の健全育成を図ることを目的として、週末里親の家庭における養育の実施に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 週末里親を利用できる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の措置により児童福祉施設に入所している児童のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の面会や一時帰宅の機会がない児童で、児童福祉施設の長（以下「施設長」という。）が、家庭生活を体験させることを必要と認めた者
- (2) 施設長又は子ども相談所長が週末里親を利用する必要があると認める者

(実施機関)

第3条 週末里親事業（以下「事業」という。）は、本市が里親支援機関業務を委託している里親支援機関（以下「里親支援機関」という。）において実施するものとする。

2 里親支援機関は、事業目的達成のために子ども相談所、週末里親、児童福祉施設等の関係機関と密接な連携を図らなければならない。

(週末里親の登録)

第4条 里親支援機関の長は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に、子ども相談所長と協議の上で、週末里親の登録を行うものとする。

- (1) 児童の養育について、愛情と理解、熱意を有していること。
- (2) 心身ともに健全な家庭生活が営まれていること。
- (3) 居住環境が、児童の養育上良好なものであること。
- (4) 児童の継続的な受け入れが可能であること。

2 週末里親の登録を受けようとするものは、週末里親申込書（様式第6号）を里親支援機関の長に提出しなければならない。

3 里親支援機関の長は、前項の申込書の提出を受けた場合は、必要な調査及び登録前研修を行い、適当と認めるものについて、週末里親登録台帳（様式第7号）に登録するものとする。

4 里親支援機関の長は、前項により登録した週末里親に対し、週末里親登録通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(登録の取り消し)

第5条 里親支援機関の長は、週末里親が次の各号のいずれかに該当する場合は、子ども相談所長と協議の上で、登録を取り消すことができる。

(1) 前条第1項に掲げる登録の要件を欠いたとき

(2) 不正な手段により登録を受けたとき

(3) 週末里親登録消除申出書(様式第10号)の届け出があったとき

2 里親支援機関の長は、前項各号により登録を取り消す場合には、登録を取り消す週末里親に対し、週末里親登録消除通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(週末里親の届出の義務)

第6条 週末里親は、登録の内容に変更があったときは、速やかに週末里親登録事項変更届(様式第8号)を里親支援機関の長に提出しなければならない。

(実施の方法)

第7条 週末里親を利用しようとする施設長は、週末里親・家庭生活体験事業希望児童名簿(様式第1号)及び週末里親・家庭生活体験事業希望児童票(様式第2号)を子ども相談所長に提出しなければならない。

2 週末里親・家庭生活体験事業希望児童名簿及び週末里親・家庭生活体験事業希望児童票の提出を受けた子ども相談所長は、週末里親・家庭生活体験事業希望児童票に意見を記入したのち、利用が適当な児童について週末里親・家庭生活体験事業希望児童名簿及び週末里親・家庭生活体験事業希望児童票を里親支援機関の長に提出する。

3 週末里親・家庭生活体験事業希望児童名簿及び週末里親・家庭生活体験事業希望児童票の提出を受けた里親支援機関の長は、第4条で登録している週末里親の中から、当該児童の養育に最も適当な週末里親を選定し、週末里親票(様式第3号)により施設長に推薦し、施設長と協議の上、週末里親と児童の組み合わせを決定するものとする。

4 里親支援機関の長は、前項により、組み合わせを決定したときは、当該週末里親に「週末里親活動決定通知書」(様式第12号)により、施設長及び子ども相談所長に「週末里親事業利用決定通知書」(様式第13号又は様式第13号の2)により通知する。

5 児童の養育を受諾した週末里親は、施設長と協議の上、児童の家庭受け入れをするものとする。

6 里親支援機関の長は、第4項により通知した組み合わせが解消となるときは、当該週末里親に「週末里親活動終了通知書」(様式第16号)により、施設長及び子ども相談所長に「週末里親事業利用終了通知書」(様式第17号又は様式第17号の2)により通知する。

(誓約と同意)

第8条 週末里親は、週末里親活動誓約書(様式第14号)及び週末里親活動同意書(様式第15号)を里親支援機関の長に提出することをもって事業の開始とする。

(養育基準の遵守)

第9条 週末里親は、児童の養育に際し、「里親が行う養育に関する最低基準」(厚生労働省令第116号)第3条から第6条の2及び第8条並びに第9条、第11条、第13条を遵守する他、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 児童が通学している学校や入所している児童福祉施設の行事に配慮すること。

- (2) 入所している児童福祉施設の援助方針を尊重すること。
- (3) 子ども相談所及び児童福祉施設等関係機関等の助言指導を受け入れ、密接な連携を保持すること。
- (4) 児童の事故等緊急時には、速やかに施設長に連絡を行い、その指示に従うとともに、臨機の処置をとること。
- (5) 週末里親家庭と施設との送迎を安全に配慮して実施すること。

(養育の期間)

第 10 条 週末里親家庭での滞在期間は、月 1 回程度とし、年間 30 日以内を上限とする。

ただし、学校等の長期休業中及びその他やむを得ない理由が生じたときは、施設長及び子ども家庭課と協議の上、養育期間を延長することができる。

(報告)

第 11 条 週末里親は、養育期間中の児童の状況を週末里親・家庭生活体験事業活動報告書(様式第 4 号)により施設長に報告しなければならない。

2 施設長は、児童の状況について、週末里親・家庭生活体験事業実施報告書(様式第 5 号)により、里親支援機関の長に報告しなければならない。

3 施設長は、里親支援機関の長に対し、週末里親・家庭生活体験事業活動報告書を提出しなければならない。

(損害賠償保険への加入)

第 12 条 里親支援機関の長は、週末里親を対象とした損害賠償保険に加入しなければならない。

(経費の負担)

第 13 条 週末里親が、児童を受け入れた場合の経費については、次のとおりとする。

(1) 児童の送迎にかかる経費は、往復とも週末里親の負担とする。

(2) 児童に要する生活諸費は、週末里親が負担する。

(謝礼金の支払)

第 14 条 里親支援機関の長は、週末里親への謝礼として、児童の養育 1 日につき 1,500 円、児童の送迎 1 回につき 1,000 円を次のとおり支払うものとする。

(1) 堺市の予算の範囲内において、施設機能強化推進費(施設入所家庭生活体験事業)として支払う。

(2) (1)を超えた場合、里親支援機関の長が支払う。

(委任)

第 15 条 この要領の施行について必要な事項は、子ども青少年育成部長が定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月16日から施行する。